和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例(抜粋)

第26条関係<別表1>

種別	区分		金額
ごみ処理手	第25条の規定に	1か月の排出量が600キログラム以下の場合	15,600円
数料	よる処理の委託	1か月の基本手数料	
		1か月の排出量が600キログラムを越えた場合	260円
		10キログラム (10キログラム未満は、10キロ	
		グラムとする。) ごとに1か月の基本手数料に加算す	
		る額	
	自己搬入	事業系一般廃棄物を市長の指定する場所に運搬した	130円
		場合	
		10キログラム(10キログラム未満は、10キロ	
		グラムとする。) につき	